

「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店登録制度」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき市鉄道交通を応援する会(以下「市鉄道交通を応援する会」)が、鉄道交通の利用促進に向けた取り組みの一環として行う、「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店登録制度」の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店」とは、次の対象施設で、以下の取り組みを実施している施設等をいう。

(1) 登録対象施設等

「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”」の趣旨に賛同し、登録者に特典サービスの提供が可能な市内の飲食店、店舗等(以下「協賛店」という。)

(2) 取り組み

ア 市鉄道交通を応援する会が作成し、登録者に交付した「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”会員証」を提示した来店者に対し、各協賛店があらかじめ申込書に記入した特典サービスを提供すること。

イ 鉄道の利用促進に関するポスターの掲示並びにチラシ等の設置・配布等による市民への広報に協力すること。

ウ 鉄道交通の利用促進をいわき市鉄道交通を応援する会やいわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”と一体となって、呼びかけるよう努めること。

(登録手続き)

第3条 「協賛店」への登録は、次のように行うものとする。

(1) 申し込み

「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店登録申込書(様式1)」を記入し、事務局にメール、郵送、ファックスで提出するものとする。

(2) 審査・登録等

事務局は、前号に規定する申込書を受理した場合は、申込書の内容等により審査を行なった上で、登録された協賛店を市ホームページや市鉄道交通Facebookページ等において掲載・紹介するなど、登録者や市民等に幅広く情報提供を行う。

また、登録された協賛店に対し、ステッカーを作成し、交付する。

(3) 変更等

特典サービスの内容等に変更がある場合又は特典サービスを廃止する場合は、「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店(変更・廃止)届(様式2)」により、速やかに事務局に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第4条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の登録をせず、又は既にした登録を抹消することができる。

(1) 前条3号の規定により、協賛店から「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店（変更・廃止）届（様式2）」により、廃止の届け出があったとき。

(2) 登録された協賛店がこの要領に違反し、又はその恐れがあるとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店登録制度」の実施上支障があると認められるとき

（報告）

第5条 事務局は、協賛店に対し、「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店登録制度」の実施に関し、必要と認める事項について報告を求めることができる。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、「いわき市鉄道交通サポーター“鉄援隊”協賛店協賛店登録制度」の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成28年●月●日から施行する。